

たいと思っております。

まず第一点が、これは条例改正による常勤、非常勤の人件費の補正という事です。第二点は部議会選挙、先日告示をされましたが、この費用の部からの委託金ということでございます。三点が給食センターの施設の改良及び管理に要する経費、これらの補正。これが今回の主な点ではないかと、このように考へております。

これは重複する点がございしますが、申し上げますと、米飯給食等も年間四十回以上実施できるようにする。連続炊飯機を入れるわけですが、そのようないふことができるということでございます。いま、パン一食が三十一円九十三銭かかると。これは電気代とか、あるいは人件費等が含まれてゐるわけでございます。また米飯でございますと、一食が十一円。九月以降でも年間では約六十六万円強の予算が安くなる、こういうことでございます。年間では先ほど申されましたように四百四十二万六千二百七十六円、これだけ差が出ると、そういうことでございます。給食審議会におきましては子供たちの米飯に對する要望が大変強いというところでございします。米飯給食を提案した一人として大変喜ばしいこ

とではないかと、このように考へております。また、特に条例改正による人件費の補正ということが問題点になると思ひますが、これはやはり市民の代表によつてつくられたそういう報酬等審議会の十分な答申を得たものでございまして、私はこの答申は大変控え目な答申ではないか、このように思ひます。ほとんどの義務費でございまして、一日も早く市民の用に供していかなくてはならない。

○議長(末次性男君) 以上、議案第四十七号に賛成をするものでございます。(拍手)

これより本会について起立により採決いたします。

本会では委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よつて議案第四十七号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(末次性男君) これより十一時十分まで休憩いたします。

午前十一時一分 休憩

午前十一時十一分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七議案第四十八号昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名でございますので、議案第四十八号昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)に関する審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず本案について説明を求めるところ、課長より、本補正は非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例に伴う部分で、国保運営協議会

委員の報酬改定に伴い報酬日額が五千五百円から六千円に改定されたための補正であり、予備費より財源調整をさせていたんだとの説明を受け、質疑に移りましたが、委員中より異議なしとの発言がございましたので、お諮りいたします。この全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました次第でございます。よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決くださいますようお願いをいたしまして、報告いたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十八号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十八号は、委員

○会審直報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第八議案第四十九号昭和五十六年度福生市福生部市計画事業福生土地画整理事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名でございますので、議案第四十九号昭和五十六年度福生市福生部市計画事業福生土地画整理事業会計補正予算(第一号)につき審査報告を申し上げます。

本議案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容について大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず関係部長より説明を受けたものであり、その大要は次のとおりであります。本補正予算は、区画整理事業議会及び評価員に関する報酬改定に伴う補正である。歳出であるが、福生駅東口地区事業費は二万八千円の補正であり、内容は報酬であります。委員が二万四千円の増額、評価員が四千円の増額であります。予備費において、この財源として予備費を二万八千円減額したものであるとの、以上の説明がありました。

全員にお諮りいたしましたところ、全員異議なく本案については原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、本委員会決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。報告いたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第四十九号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十九号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第九陳情第一号国鉄運賃値上げ反対、総合交通政策の確立に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がございましたので、陳情第一号国鉄運賃値上げ反対、総合交通政策の確立に関する陳情書についての審査模様を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本件は継続ということまで今日に至つたわけでございます。御案内のとおり、総務委員会が大幅に入れかわりましたので、よりよい審査をするために一応いままでの経緯をいさ一度おたらいしたというふうな意見もございましたので、局長よりまず経緯説明がございました。

それによりますと、五十五年の三月に工程され委員会付託となりまして、同年三月十八日の総務委員会におうまして、それから以後七回にわたり審査を行ったわけがあります。

それらの意見を総合いたしますと、経費のかかる問題ではあるけれども、理論的には理解できるところで趣旨採択をしたらといった意見。いや、とんでもない、違法ストや合理化反対と自分たちの責任を転嫁して勝手なことをするのだから反対である。と。国鉄の赤字を利用者に負担させるのではなくして国に負担させるというんだからある程度理解できるといったような議論が百出いたしました。結局六月十六日の委員会におうても多くの問題をばらんであるということでも継続と。そして七月二十日、この問題は国鉄の合理化問題を抜きにして採択することはできかねる

ということでもお継続をいたしました。九月十三日は、さらに調査をするために継続と。十一月八日、十二月二十七日、おまた継続と。そして本年の三月二十日も特段ユニークな発言もございまして、継続ということまで今日に至ったというふうな経緯説明が局長からあったわけでございます。

また、お陳情書は各市町村に提出されておりました。近隣市町村においては、すでに何らかの結論が出されておりました。継続というのは福生市だけだということでもございまして、なお申し上げますならば、採択として意見書の提出まで終わっておりますが五市。その他一部採択、一部不採択、あるいは不採択と。審議未了あるいは保留等々でもございまして、右のようは経過を踏まえて審議を六月十五日にしたいわけでありまして、この際、一年以上も審査をしておるんだから、積極的に結論を出す努力をしようじゃないかと、そういうふうな発言もございまして、いろいろと意見が出たわけでもございまして、賛成論といたしましては、一点目の総合交通政策を確立し、国の助成や国庫負担の拡大を図るということが当然じゃないか。そしてまた二点目の、値上げをやめて急行料金等を引き下げると、この問題でありますけれども、財政が大変だということは万々わかるけれども、案とか苦しいとかいった議論では

なくして、要は国民が望んでゐることであれば国民のニーズに従って可能ならしめることが当然じゃないかと、むしろ引き下げることによって利用増を図り、お安分離れをいいる現象を未然に防ぐことによって、道遠さといえども国鉄再建という大きな命題に對する職務を見出すことはできるんじゃないかと。ゆえに、当然賛成すべきだといったような意見があったわけでありまして。

また、反対意見といたしましては、まず赤字をなくして再建を果たすということ、これに對しまして、料金を引き下げるといふことによつてそれを可能ならしめるということとは、これはしよせん物理的に不可能なことじゃないかと。国庫予算が第二臨調で調査をしてゐるところによると、いわゆる、これは五十七年に補助金を切るといふ現況下においては、まずもつて拡大することは不可能じゃないかと。そして、しかも世論といふにしても、もはや人に赤字なら値上げをしてもやむを得ないじゃないかといふような意向もあるんだから、これはやはり不採択にすべきだといふような意見がありました。これは昨年三月十八日の委員会における反対意見の一つでありますけれども、大体、当日はそれくらいしか意見がなかったものですから、継続、継続と承っておりますので、それまでの経緯をちょっとここで申し上げますと、内部努力もせず、値上げ反対だと、利用

者から反対と言うのならともかくわかるとしても、そこに働いている者が反対だと言うんだからこれは話にならない。しかも、赤字が出たら国に負担をせろということは、これは余りにも身勝手過ぎるんじゃないか、審議する余地もないといったような意見。もし国民の国鉄なら違法ストをやって国民に迷惑をかける（何の違法ストだ）と傍聴人中呼ぶ者あり）ことは慎んでもらいたいといったような意見もあったわけでございます。

いずれにしても、労使が協調して合理化反対、値上げ反対の解決がついたならば、これはその限りではないわけでありすけれども、いずれにしても、現時点においては時期尚早である、そう言ったようなことで、この案件につきましてはやはり起立採決をいたしましたわけでありすけれども、賛成者少数をもつ不採決と決定をいたしましたよう次第でございます。

よろしく御審議を賜りまして、当審査報告書どおりに御決定くださいますようお願いを申し上げます、御報告をいたします。

○議長（天次性男君） 傍聴の方に申し上げますが、発言は許しませんから、今後、気をつけてください。

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○二十三番（関 米吉君） 一つ、委員長にお尋ね申し上げます。

本陳情につきましては、委員会の審査報告にも触れられておりますとおり、昨年の三月三十一日の第一回福生市議会の定例会に上程されました、以来数回の審議の過程を経たわけでございます。

ただ非常に残念なことに、私は本陳情については採択をしておいたんですが、たいというふうに考えておいたわけでございますが、この理由書を見ますと、現下における国の財政再建等甚だしく、国鉄当局においては、労使が協調した内部努力がまず必要であり、当面願意には沿いたないと、こういうような理由を述べておられますけれども、これはどういふ委員会の立場に立つての審議が行われたかという点について、この理由書からでは論理的にもどうも不明確な面が私はあるように思われます。（「そう、そう」と傍聴人中呼ぶ者あり）

労使が協調した内部努力がまず必要であるということと理由づけられますけれども、しからば私がお尋ね申し上げたいことは、労使が協調した内部努力

が認められたというならば、値上げの反対はよろしいんだというような立場に立つての結論なのか、その点がこの陳情の趣旨と沿っていない面があるように思われるわけです。

いろいろと審議の過程においては一部採択、一部不採択というような御意見等も出されたようでありますけれども、たとえば総合的な交通政策を確立し、国の助成や国庫負担の拡大を図っていくこと、あるいは国鉄関係の線区への住民要望事項の解決を図る等々が、そういう内容につきましても十分に採択されるべき内容をぼくは含んでいる人ではないかと。これらがすべて不採択になってしまったわけではございませんけれども、この労使が協調した内部努力が必ず必要であるというこの意味が、私にはわからないわけではあります。

したがって、労使が協調した内部努力が認められないから値上げはやむを得ないんだというところはちよと納得がいかないんじゃないかというふうに思うんですけれども、この点に對して、この委員会の審査報告書は委員長に一任という形で報告されておるものでありますので、委員長の見解をお尋ねしたい。かように思っております。

○総務委員長（石川康二郎君）

委員長というものは私見を申し上げられませんから、これはその経緯説明ということではございますけれども、要するに、いざれにいたしましても結論的にいえば、いまの時点においてはやはり非常に残念なことであるけれども、時期尚早であるというふうな意見が、これはこの間の十五日のときの意見ではございませんけれども、そういうことではなかったかと思っております。

要するに、これはもちろん国鉄ですから料金を下げるということは当然国民の願いでありまして、これはもうだれしもこれに意見を差しはくことはないわけですから、しかしながら、このように赤字が多くなって、そして非常にこういうふうな問題、いろいろ方面からいっても、この問題につきましても非常にむづかしい問題をはらんでおるから、継続、継続で今日に至ったわけですから、しかし、この際は時期尚早なるがゆえに、やはり不採択にしようというのが第一の意見だったかと思っております。

○二十三番（関 米吉君）

いま一つだけ。委員長に私がお尋ねしたのは、労使が協調した内部努力が必要であるというように理由づけた理由は何なのかということだけです。結局、労使が協調した内部努力というものが全く行われていないというふうな

認識の上に書かれたのか。だから、そういう努力が今後続けられた場合においては、
値上げは反対するんだというよりな考えで書かれたのか、その一点だけです。いま一回
お尋ねします。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午前十一時三十分 休憩

午前十一時三十二分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務委員長(石川慶一郎君) 六月十五日の総務委員会におきましたのが、
れの委員長の御意見が、たくさんではありませんが、出たわけでありすけれども、
それを総合いたしますと私の見解としてあのようになした次第でございます。

○十番(遠藤洋一君) ただいまの委員長報告の中で、再三にわたって違法ストなど
と言って勝手なことをしているという発言があったという報告がありました。お聞
きしたのは、今回の六月十六日の委員会の質疑の中でそのような形の発言が
あったのかどうかということをお尋ねいたします。 違法ストライキをするからと

いう表現です。そういうような発言があったかどうかということ伺いたいと思います。

○総務委員長(石川慶一郎君) 六月十五日にはございませんで、私が申し上げましたの
は、局長の経緯報告で去年の三月十八日にそういう発言がありました。

○十番(遠藤洋一君) それでは確認しますけれども、それまでの委員会の中で違
法ストであると。違法ストばかりやっているというよりは発言があったというふうに確
認をしてよろしいと思えますけれども、そのことそのものがいまここに述べました陳情の
内容そのものにも直接的な賛成、反対の意見であるというふうに思いたいので、
私はぜひその陳情を通してほしいと思う立場なんですけれども、国鉄のいまありま
すいろいろな働いている状況から言いますと、ぜひその陳情を通していただかないん
だということ強調しておきたいと思えます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

陳情第一号に対する委員会の報告は不採択と決定であります。

これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第一号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木下性男君) 起立少数であります。 ようて陳情第一号は、委員会報告のとおり不採択と決定いたしました。

○議長(木下性男君)

日程第十請願第四号老人医療制度の後退反対・現行制度の改善要求に関する請願書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) ただいま議題となっております請願第四号老人医療制度の後退反対・現行制度の改善要求に関する請願書について、本委員会における審査の経過を御報告いたします。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(請願審査報告書) 別添参照

本請願につきましては五十五年九月定例会において当委員会に付託されたもので

ありますが、御案内のように、五十六年三月定例会において、関前委員長より中間報告がなされて、委員会審査の内容、方向等にある程度明らかになっていたわけでありました。

その経過を踏まえて引き続き御意見等を伺いましたところ、他市の状況について伺いたいとの意見が出されました。

局長に他市の状況説明を求めたところ、採択とした市は立川、昭島、

小平、日野、清瀬、秋川であり、不採択とした市は国立、稲城。継続

が青梅、東村山であるとの報告があり、その後、各委員より、採択として結論を出すべきであるとの意見があり、お諮りいたしましたところ全員異議なく採択すべきものと決定いたしました次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定により御可決くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(木下性男君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第四号に対する委員会の報告は採択と決定であります。

本件は、委員会報告により決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて請願第四号は、委員会に

報告により採択と決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十一陳情第一号市街化区域農地の宅地なみ課

税撤廃に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報

告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がございましたので、陳情第一号市街

化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する陳情書につきまして、委員会に

おきます。審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元にご置きます審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

この問題は、去る三月二十日の総務委員会におきまして継続ということが今回に

持ち込まれたものでありまして、三月二十日、十分に審議をした結果、慎重審査の

ゆえをもって継続ということに相つたものでございます。

なお、本件につきまして三月の議会報告によりますと、十三市より意見書が提出さ

れており、継続は福生市、八王子市の二市に過ぎないという状況下でございますが、

いずれにいたしましても、農業は国の根幹であるという認識に立つて、全員一致原案

により可決すべきものと決定をいたしましたものでございます。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告により御可決くださるようお願い

を申し上げます。

御報告いたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長が審査報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。